

平成24年4月 体育館や運動場などの使用時

皆さんに利用していただいている、下記の施設について使用時間区分と使用料の見直しを行い、4月1日の利用から、新しい使用時間区分と使用料になります。

この見直しは、施設を利用する方がより便利で公平に利用できるように、使用時間枠を1時間単位とし、それに伴い使用料も変更します。ただし、使用時間が1時間に満たない場合は、1時間となります。

なお、中央公民館・松枝公民館・下羽栗会館・羽栗社会教育施設は今までどおりの使用時間区分と使用料です。



4月以降の使用料金表

■公共施設

施設名				使用料	
				1時間	全日 (9:00~21:30)
体育館	町民体育館	2階	全面	450円	5,400円
			半面	250円	2,700円
		卓球場全面		150円	1,800円
		卓球台1台につき		50円	600円
		剣道場全面		150円	1,800円
	柔道場全面				
	南体育館	フロアー全面		200円	2,100円
スポーツ交流館	フィットネスルーム			2,400円	
	ミーティングルーム		150円	1,500円	
総合会館	ホール	全面	営利を目的としない場合で 入場料を徴収しないとき	450円	5,400円
			その他の場合	14,400円	180,000円
		半面	営利を目的としない場合で 入場料を徴収しないとき	250円	2,700円
	会議室1		150円	1,500円	
	会議室2		100円	1,200円	
	軽スポーツ室				
	卓球台1台につき		50円	600円	